

BUSINESS ONE POINT

TFG ニュースレター

2014. 12 No. 280

健全性支援実績No1を目指す！

T&FGgroup
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F
TEL(06)6538-0872（編集担当 岸本）
e-mail info@tfgr.jp

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 金融機関はここを見てる
- II. 年末調整について
- III. 通勤手当の非課税限度額が引き上げられました
- § 1日公庫開催のご案内について

[今月のトピックス]

- ・ 税務相談Q&A情報コーナー
- ・ 経営指標解説コーナー
- ・ 中小企業庁・厚生労働省情報コーナー
- ・ 今月お役立ちホームページ

I. 金融機関はここを見てる

——融資したくないB/S・P/Lとは——

融資審査には一定のルール(金融検査マニュアル)が存在しますので、銀行員はそれに従って決算書をチェックしていきますが最終的には会社が滞りなくスムーズに貸した資金を返済してくれるかどうかを判断していきますのでどちらかというと途中の経過的なP/Lよりも資金繰りの状況が読み取れるB/Sを重要視しています。

■ B/S 編

1. 債務超過になっている場合。（純資産がマイナスになっていること）
※但し社長借入金は自己資本と見なされます。ここは、会社が設立して以来今までどれだけの利益を上げてきたかの集大成を示す部分です。マイナスであれば金融機関が慎重になるのも当然です。
2. 自己資本比率がマイナス或は低い場合。※自己資本÷総資本で算出します。
3. 貸付金が多い場合。特に関連会社や社長に対するものが多い場合。
4. 仮払金・立替金がある場合。これらの科目は一時的に使用する科目であり、この科目に動きのない金額があれば資産性がないと判断される。
5. ゴルフ会員権やリゾート会員権等で含み損を抱えているものについて、減損処理が正しく処理されていない場合。
6. 売掛金が売上規模・同業者に比較して多い場合。
※売掛債権回転期間が長く(3ヶ月以上)になっていないかをチェック。不良債権・万一架空売掛金等が混入されていれば長期化する。こういうものがあれば決算書に計上されていても銀行は自己資本から差引きして実態で審査します。
7. 棚卸資産が売上規模・同業者に比較して多い場合。
※在庫回転期間が長く(3ヶ月以上)になっていないかをチェック。陳腐化・不良在庫の有無を確認しあれば自己資本から差引きして実態で審査します。
8. 税金の滞納をしている場合。

※特に源泉税は従業員から預かったもの。貸しても返してもらえないのではと判断される。

9. 借入金が月商の何倍か。一般的に償還年数が約10年を超えていると追加融資は懸念されます。
10. 借入金の中に高利貸しから融資を受けているものがある場合。
11. 融通手形を発行している場合。
12. 売上規模・業種から判断しても現金勘定に異常な金額が計上されている場合。

■ P/L 編

1. 「返済原資」があるかどうかをチェック。これは税引後利益が返済額以上であるかどうかということです。一般的には減価償却費を加算した金額のことを言います。
2. 2期連続赤字の場合。但し、創業赤字とか、新規事業の展開等で説明できる事由があり一時的・一過性であれば問題はなし。また、社長の役員報酬を多額にとっている場合の赤字も考慮される。
3. 営業利益・経常利益は黒字か。営業利益は営業外損益及び特別損益を加減算する前の本来の営業上で稼いだ利益が表示される部分。経常利益は特別損益を加減算する前の経常的な利益が表示される部分でいずれにしても臨時的に発生する特別損益を加減算する前の利益であり、この部分がマイナスであれば収益力が備わっていないとみられる。
※ただし、将来性など総合的に融資は判断されるので赤字だから即ダメということではありません。
4. 減価償却費を正しく計上していない場合。決算書の見栄えをよくして利益を計上したいがために減価償却費の計上を拒む方がおられますがそれは逆効果です。金融機関はお見通しです。逆に銀行員の手間を煩わせ信頼性のない決算書だとみなされてしまいます。
5. 売上について、得意先は安定しており、1社だけに集中していないか。
6. 接待交際費が度を超えている場合。公私混同していないか経営管理に問題あるのではないかの疑いが生じます。

■ その他

1. 申告書の署名欄に税理士の署名押印がない場合。
2. 決算書に添付する科目内訳書の明細が大雑把な場合。
3. 毎月の試算表がスピーディに出てこない。
4. 決算書を2期比較で出してくれない。
5. 資金繰り表の作成ができていない。
6. 社長の計数観念がない。銀行員からの質問にしどろもどろになる。
★私共では書面添付(税理士法33条の2)を推進しており、決算書の信頼性を確保しております。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 使途不明金を支出したらどうなるのですか

会社が支払先が明確でない等の使途不明金を支出した場合、交際費等で会計上経費としても税務上自己否認しなければならず法人税の課税の対象になります。また、税務調査があった場合、使途不明金は個人に対する給与と認定されれば個人に対して課税される場合があるので法人・個人の両方で二重課税される可能性があります。また、多額の使途不明金が毎期計上されていけば青色申告の要件の問題が浮上し、青色申告が取り消されて様々な特典を失う危険があるので使途不明金の支出が無いようくれぐれも注意して下さい。



経営指標解説コーナー

■ 営業レバレッジとは

営業レバレッジとは、売上高から変動費を差し引いた数値（限界利益）を営業利益で除したもので、売上高の増減に対するリスクの分析に用いる経営指標です。企業活動における費用は、減価償却費などの固定費と原材料費や外注費などの変動費からなります。変動費は生産高に比例して増減しますが、固定費は生産量とは関わりなく負担しなければなりません。したがって、総費用に占める固定費の割合が低いほど利益は出やすくなります。営業レバレッジを改善するには、売上高と変動費の差を広げるか、固定費を小さくすることがあげられます。

Ⅱ. 年 末 調 整 に つ い て

—ご準備できていますか—

今年も年末調整の時期がやってきました。毎年のことだから問題ないと思われる方も、初めての年末調整で、何をすればわからないと思われる方、様々な方がいらっしやると思いますが、再度、年末調整の準備のポイント、実務の注意点を復習し、平成26年度の注意点を伝えたいと思います。

■ 年末調整準備のポイント、実務の注意点

年末調整における主なポイントは次の通りです。①年末調整の対象となる人、対象外の人を選別②「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出および記載内容の確認③年末調整の対象となる人の家族の所得金額の確認④年末調整対象者に必要な書類を提出してもらう。

■ 年末調整の対象になる人は？

年末調整の対象となる人は次の通りです。①「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している②本年中に支払うことが確定した給与総額（非課税の給与は除く）が2,000万円以下である③災害等により本年分の給与等に対する源泉所得税の徴収猶予を受けていない。

年末調整の対象外となる人は次の通りです。①その年の主たる給与収入が2,000万円を超える人②災害減免法の規定により、その年の給与に対する源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた人③2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人、あるいは「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人④年の途中で退職した人で死亡退職等した人に該当しない人⑤非居住者⑥日雇労働者など源泉徴収税額表の日額表の「丙欄」適用者

■ 年末調整の対象となる人の家族の所得金額の確認

扶養親族の可否、また、配偶者の場合、控除対象配偶者かどうかは、その年の合計所得金額によって判定されます。まちがってれば必ず、後日税務署より是正通知書が届き余分な手間がかかるので、正確な所得金額を年末調整対象者に確認してもらいましょう。

■ 平成26年分の年末調整における注意点

平成25年から復興特別所得税が新設されております。年末調整の際に復興特別所得税の計算が漏れていないか

再度確認ください。

また、中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会の締結した生命共済契約に加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えることとされました。

Ⅲ . 通勤手当の非課税限度額が上げられました

— 今一度見直しを —

今年の8月人事院勧告を踏まえて国家公務員の通勤手当が引き上げられる方向となり、税務上通勤手当の非課税限度額が国家公務員の通勤手当に準拠して上げられることになりました。今回の改正は自動車、バイク、自転車等の交通用具を利用している場合のみで、交通機関を利用している場合は、従来通り、1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度額100,000円）です。また、交通機関と交通用具の両方を利用している場合は最高限度額が100,000円以内であることと交通機関部分は従来通りですが、交通用具部分が今回の改正に連動します。今回の改正は平成26年10月17日公布、同月20日ですが、平成26年4月1日以後支給分に遡るので事務手続について特に注意を要します。ここでは、改正内容と事務上の処理について御説明させていただきます。

■ 通勤手当の非課税限度額改正点

自動車、バイク、自転車等の交通用具を使用している方に対する給与として課税されない通勤手当の1ヶ月あたりの非課税限度額が以下の通り平成26年4月1日以後支給分から上げられました。

片道の通勤距離	改正後	改正前
55 km以上	31,600 円	24,500 円
45 km 55 km未満	28,000 円	24,500 円
35 km 45 km未満	24,400 円	20,900 円
25 km 35 km未満	18,700 円	16,100 円
10 km 15 km未満	7,100 円	6,500 円
2 km 10 km未満	4,200 円	4,100 円
2 km未満	全額課税	全額課税

ただし、平成26年3月31日以前に支払われたもの、平成26年3月31日迄に支払われるべきものを4月1日以後に通勤手当の差額として追加支給されたものは改正後の非課税の適用はありません。

■ 事務手続について

今回の改正は、急な改正であり、また、平成26年4月1日に遡る為、改正後支給分は給与計算で源泉徴収税額を算出する過程で非課税限度額を調整すればよいのですが、それ以前の支給分は、源泉徴収をやり直すのではなく、年末調整で源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を記載し非課税限度額を調整することになります。退職した方に既に「給与所得の源泉徴収票」を交付している場合、再交付する必要があります。その際、支払金額欄を訂正するとともに摘要欄に「再交付」と記載して下さい。勿論、通勤手当がもともと非課税限度額以下の方に対しては影響はないので再交付の必要はありません。再交付を受けた方は新しい会社で年末調整をす

るので速やかに交付してあげてください。又、退職後新たにお勤めされていない方については、ご自身で確定申告するのでこちらの方につきましても「給与所得の源泉徴収票」を速やかに再交付する必要があります。逆に、今年中途採用した方で、前職で自動車、バイク、自転車等の交通用具で通勤手当をもらっている場合はご本人さんと内容を確認の上場合により前職での「給与所得の源泉徴収票」の再交付を受けるようにお話をしてください。御社の年末調整が完了してから、その方が前職での「給与所得の源泉徴収票」再交付分を持ってきた場合、年末調整を再度やり直さなければなりません。無駄な事務作業が生じないようにくれぐれも注意してください。



中小企業庁情報コーナー

■ 第二会社方式による事業再生について

第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また不採算部門は旧会社に残し、その後旧会社は特別清算等を行う事業再生手法です。産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき「中小企業事業承継再生計画」の認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用することができます。第二会社方式の意義としては、次の点があげられます。1. 事業が維持されることで、従業員の雇用を可能な限り維持することができ、社会的意義が認められること、2. 債権者にとって、そのまま会社を清算するよりも多くの金額を回収できるというメリットがあること、3. 第二会社に事業が譲渡・移転され、債務者企業が清算されるため、債権者は債権放棄の手続きが必要なく、また早期に無税償却することが可能であるというメリットがあること、4. 第二会社は、過大な債務や偶発債務・簿外債務を負担していないため、出資の受入や新規の借入をして事業を安定・成長するための資金を確保することができること等です。



厚生労働省情報コーナー

■ ストレスチェックの義務化について

労働安全衛生法の一部を改正する法律案が、6月19日衆議院本会議にて可決・成立しました。これにより、50名以上の事業場に年1回のストレスチェックが義務付けられることとなります（50名未満は努力義務）。現在、ストレスチェックと面接指導の実施方法等に関する検討会においてその内容について審議が継続されています。ストレスチェック制度の詳細については、2014年12月中に厚生労働省より公表される予定です。法令で義務付けられる内容は最低基準であり、メンタルヘルス対策の効果を高めるためには、指針などで示される推奨事項に加えて、自社の現状課題やこれまでの取り組み段階に応じて追加的・発展的な施策を行うことが必要です。法律の趣旨や今後示される指針の内容を踏まえ、自組織に適したストレスチェックやその他の施策を含めた総合的なメンタルヘルス対策のあり方を検討することが重要です。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「知るぽると」をご存じでしょうか。「知るぽると」とは、身近な暮らしに役立つお金の知識や知恵を学ぶためのポータルサイトのことです。基本的には子供向けに分かりやすく保険や証券、会計簿のことなどを解説しているサイトになりますが、お金に関する知恵や判断力を意味する金融リテラシー・マップや行動経済学の金融教育への応用についての論文など、専門的な情報も掲載されています。経営者も、税金や銀行融資などの特定分野だけではなく、年金や保険、証券などの幅広い金融知識や知恵を習得すべきです。金融教育にご関心ある方は是非チェックしてみてください。

「知るぽると」

<http://www.shiruporuto.jp/>

TFGで開催！「一日公庫」

融資相談会のご案内

「一日公庫融資相談会」では、日本政策金融公庫の融資担当者が私共の事務所に出張され、その場で懇切に融資のご相談を承ります。新分野進出、再挑戦を始め運転資金や設備投資などをお考えの方は、この機会に是非ご活用ください。

記

日 時：平成26年12月8日 10:00～17:00

場 所：TFG 事務所内会議コーナー

相談員：日本政策金融公庫 国民生活事業 融資担当

費 用：無料

※お申込みは、TFG ホームページ、又はご案内チラシの申込書にて、【11月28日(金)】までお願いいたします。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・T&FG Group

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896

[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐